

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

春は「山笑う」と称せられる季節である。四月終わりに無料配布された茨城新聞のコラムの一節です。執筆したのは同級生。コロナウィルスに心が振り回される時に一陣の清風が送られたようです。

危機や困難に際して人は本質をあぶり出されます。医療関係者が己の存在価値を賭けて未知のウィルスに立ち向かっています。リーダーの存在価値は「人を想う心」でしょう。難局に立ち向かう勇気と希望を与える言動が一人一人の努力を生み、感染の鎖を断ち切るはずです。

終わりのないものはありません。

私の書棚より

○あくまでも、はかりは自分の中にある。それで自分なりに、そのはかりを使いながら、自分の限界を見ながら、ちょっと超えていくということを繰り返していく。

○これという最後の形はない。これでよしという形は絶対ないっていうことが分かっている。でも、今の自分が最高だっていう形を常に作っている。この矛盾した考え方方が共存しているということは、僕の大きな助けになっていると感じていますね。

「イチローフィールド」

丹羽政善著 日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□消耗品等は、取得価額が10万円未満のものや使用可能期間が1年未満ものは、その全額について使用を開始した事業年度の損金に算入することができます。

また、事業年度末時点の未使用分は、貯蔵品等の在庫に計上することになりますが、毎年おおむね一定数量を購入し、かつ、経常的に消費するものは、継続適用を要件に購入した事業年度に一括で損金算入することができます。

ただし、非常用食料品の購入費用は、備蓄分も含めて、購入時に使用したものとして損金算入することが認められているため、新型コロナウィルス感染防止のため購入したマスクや消毒液等も購入した事業年度に一括で損金算入することができます。

□納税者が死亡したときの準確定申告は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に行わなければなりません。配偶者控除や扶養控除等の適用を判定する場合には、死亡した日の現況で配偶者や親族の年間合計所得の見積額により行います。なお、配偶者控除や扶養控除等の控除額の月割計算等は行いません。

また、配偶者控除を受けた者でも、相続後の収入状況によっては、新たに子の扶養控除を受けることができます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

6月の税務スケジュール

| | |
|-----|---|
| 10日 | ○5月分の源泉所得税の納付 |
| 30日 | ○2年4月決算法人の確定申告 ○1年10月決算法人の中間申告(予定申告) ○1年7月、10月、2年1月決算法人の消費税中間申告 |
| 30日 | ○6月決算法人の消費税各種選択届出書提出 |

今月の贈る言葉『どんなに暗くても、星は輝いている』 by エマーソン